

令和8年度 二地域居住等受入促進にかかる「特定居住支援法人」公募要項

1 公募の概要

(1) 公募の目的

本市における人口減少対策について、UI ターン者(以下、「移住者」という)・二地域居住者の受入を促進しているが、特に働き手・担い手となる 40 歳未満の若者の獲得は喫緊の課題である。令和2年度から開始した調査以降、令和4年度の 600 名をピークに毎年度 500 名を超える移住者を受入れてきたが、新型コロナウイルス感染症の収束以降、東京一極集中が 20 代前半と女性を中心に再度加速化し、令和5年度より減少傾向となり、令和6年度は 445 名と調査開始以降はじめて 500 名を下回った。

また、令和6年 10 月に市内企業向けに実施した労働力に関するアンケート調査において、71.5%が「かなり不足」または「やや不足」と回答しており、人手不足が広範な問題となっている。

このことから、移住者の受入促進と若者の定着による労働力確保に向け、本市においては、企業誘致による魅力ある就業環境の創出をはじめ、労働力不足の解消に向けた官民連携協議会の発足等により、オール佐渡で「住む」「働く」「暮らす」を一体的に推進する体制を構築した。

このように人口減少社会においても地域の活力を維持し、地域の活性化を図っていくことを目指して、二地域居住の促進による魅力的な新たな働き方、暮らし方を実現していくこととしたが、二地域居住の取り組みを進めていくためには、市町村のノウハウやマンパワーだけでは十分な実施体制が組めないことも想定されるため、この取り組みを補完・支援し、促進体制を強化することを目的に、法律において市町村が「特定居住支援法人」を指定できることとなっている。(広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第 28 条)

については、二地域居住に関する情報提供や相談、二地域居住者向けの必要な施設の整備、二地域居住者と地域住民のコーディネートや交流機会の創出など、市町村と連携し二地域居住者の活動を支援することを目的として、本市における「特定居住支援法人」の指定申請受付を開始するものである。

(2) 公募件名

令和8年度 二地域居住等受入促進にかかる「特定居住支援法人」指定にかかる公募

(3) 申請受付期間

令和8年4月1日(水)から令和9年3月5日(金)まで随時受付

2 申請条件

本公募に申請できる者は、申請書提出日を基点として、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定居住の促進を図る活動を行うことを目的とする法人であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配するものでないこと。

- (3) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - (ア) 未成年者
 - (イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (ウ) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
 - (オ) 暴力団員等
- (4) 支援法人として行おうとする業務の内容が、法第 29 条各号に規定する下記の業務のうち、2項目以上実施すること。
 - (ア) 特定居住者又は特定居住(※)を希望する者に対する特定居住に関する情報の提供又は相談その他の特定居住に関し必要な援助。
 - (イ) 特定居住促進区域における特定居住拠点施設及び特定居住者の生活の利便性の向上又は就業の機会の創出に資するため必要な施設の整備。
 - (ウ) 特定居住の促進に関する調査研究
 - (エ) 特定居住に関する普及啓発
 - (オ) その他の特定居住の促進のために必要な業務
- (5) 支援法人として実施する業務に関して、必要な人員の配置や関係する専門家等と連携した活動を行うなど体制が構築されているとともに、個人情報保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (6) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経費等を賄い、持続的に活動を行うことができる経理的基礎を有していること。

※ 二地域居住促進法(広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律)では、二地域居住を「特定居住」と定義。

3 申請書類

- (1) 特定居住支援法人指定申請書(様式第1号)
- (2) 定款
- (3) 登記事項証明書
- (4) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (5) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (6) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (7) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (8) これまでの特定居住の促進に関する活動実績を記載した書面
- (9) 法第 29 条各号に規定する業務に関する計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

4 申請方法

「6. 申請受付窓口」に直接持参または郵送もしくは電子メールにて提出すること。

5 支援法人の指定

審査により「特定居住支援法人」として指定することが適当と認められた場合、申請より 30 日以内を目途に様式「特定居住支援法人指定書(様式第2号)」により通知する。

6 申請受付窓口

〒952-1292 佐渡市千種 232 番地

佐渡市地域振興部 移住交流推進課 暮らす・働く企画係

電話:0259-67-7153

e-mail:r-iju@city.sado.niigata.jp